

62	福祉保健局	新型インフルエンザの流行に備えた万全の対策
事業概要	<p>新型インフルエンザの発生に備え、医療物資の備蓄、医療体制の整備、都民に対する情報提供等、新型インフルエンザ対策の推進を図る。</p>	
これまでの経過	<p>平成17年12月 「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定</p> <p>平成19年3月 「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定</p> <p>平成20年 地域医療体制の確保に向けた都内10か所のブロック協議会と都内全域における医療提供体制の確保に向けた感染症医療体制協議会を設置</p> <p>平成21年7月から 感染症入院医療機関の登録開始</p> <p>平成21年度から 診療協力医療機関及び感染症入院医療機関に対する施設改修や備品整備等の補助事業を開始</p> <p>平成23年3月 ・個人防護具（感染防護衣、マスク等）480万セット備蓄完了 ・抗インフルエンザウイルス薬のタミフル・リレンザを都民の約60%相当分の備蓄完了</p> <p>平成23年4月 新型インフルエンザ保健医療体制ガイドラインを策定（新型インフルエンザ医療提供体制ガイドラインの改定）</p> <p>平成20年度以降、車内広告やリーフレットの配布等により、都民に対する情報提供を実施</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人防護具を480万セット備蓄している。</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬のタミフル・リレンザをそれぞれ約400万人分（合計で都民の60%相当分）の備蓄を完了</li> <li>・感染症診療協力医療機関を81か所指定している（平成25年3月現在）。</li> <li>・感染症入院医療機関を197か所登録している（平成25年3月現在）。</li> </ul>	

<p>今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法、国の行動計画等の改定を踏まえ、東京都新型インフルエンザ対策行動計画（保健医療分野）の改定を行う。</li> <li>・新型インフルエンザ対策について自治体単独での取組が困難なものについて、積極的に国へ提案要求を行っていく。</li> <li>・引き続き「感染症医療体制協議会」及び「感染症地域医療体制ブロック協議会」により医療体制の構築に向けた協議を行っていく。</li> <li>・都民に対し適切な感染予防策や医療機関への受診方法等、正しい知識や対応方法等を周知するために、効果的な情報発信を行っていく。</li> </ul>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 健康安全部 感染症対策課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4347</p>